

福島県における復興特区税制の概要

令和元年10月16日
変更認定

計画	福島第2号計画(ふくしま産業復興投資促進特区)	福島第55号計画(ふくしま観光復興促進特区)	
目的	産業復興・企業立地促進、農林水産業の再生	観光関連産業の集積、観光客の集客	
申請	県・県内59市町村の共同申請(平成24年4月20日認定) (平成25年7月5日、11月29日、平成26年2月28日、11月4日、平成29年2月28日、平成31年1月18日、 令和元年10月16日変更認定)	県・県内52市町村の共同申請 (平成27年3月26日認定)	
課税の特例	I 設備投資に係る特別償却等【法第37条】 II 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除【法第38条】 III 新規立地促進税制(再投資等準備金積立額の損金算入、再投資等した場合の特別償却)【法第40条】 IV 開発研究用資産に係る特別償却等【法第39条】 V 地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の課税免除又は不均一課税 (※ I、III、IVの指定を受けた場合) <div style="float: right; margin-left: 20px;">} ※ I ~ IIIは選択適用</div>		
対象業種	<製造業関係> ① 輸送用機械関連産業 ② 電子機械関連産業 ③ 情報通信関連産業 ④ 医療関連産業 ⑤ エネルギー関連産業 ⑥ 食品・飲料関連産業 ⑦ 環境・リサイクル関連産業 ⑧ 地域資源活用型産業(林業関係除く) ※ 製造業等施設整備事業 ※新規追加 (①~⑧に係る建築物の建築及び賃貸事業) <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> H31.1.18変更 ⑤エネルギー関連産業に、水素にか かる卸売業、水素に かかる小売業、水 素充てん業を追加 </div>	<農林水産業関係> ⑧ 地域資源活用型産業(林業関係) ⑨ 農業関連産業 ⑩ 水産関連産業	<観光関連産業関係> 1「歴史・文化・体験」、2「ふくしまの花に代表される自然」、3「温泉」、4「娯楽業(アクティビティ)」という4つのカテゴリーを設定し、それらの地域資源を活用する取組を行う事業者が対象 対象業種は宿泊業、飲食店、飲食料点小売業、娯楽業など35業種
集積区域	対象業種の集積を図る区域として、県内59市町村の工業団地など1,394ヶ所を集積区域に設定 → 新たに36ヶ所を追加(合計1,430ヶ所) (R1.10.16変更)	◆農業振興地域のうち山林等を除いた区域 ◆市街化区域、用途地域は原則として対象外だが、植物工場、産地直売所、農家レストラン等について具体的な投資計画等がある区域は集積区域として設定 ◆水産関連産業については、漁港を核として「生産(水揚げ)・加工・流通・消費」の流れが構築され、産業の集積が図られる区域を集積区域として設定	県内52市町村において観光資源を活用した観光関連産業が集積する区域を観光関連産業集積区域として設定
担当	商工労働部 企業立地課 (TEL 024-521-7882)	農林水産部 農林企画課 (TEL 024-521-8027)	観光交流局 観光交流課 (TEL 024-521-7128)